

## 「外国人の法律相談受任事件報酬の指針」について

平成19年4月

東京法律相談連絡協議会外国人部会  
部会長 広津 佳子外国人の法律相談受任事件報酬の指針

## 〈本指針の趣旨〉

本指針は、各弁護士会の報酬審査基準等の範囲内で、外国人の法律相談を経て受任する事件の報酬審査の指針を定めたものです。

例えば「30万円」とする場合には、原則として着手金、報酬金を30万円とする趣旨です。

ただし、事案の難易や依頼者の資力等に鑑み、適正妥当な範囲内で増減額することはできますが、この場合にも各弁護士会で定める報酬審査基準等の範囲を超えることはできません。

## 第1 在留資格等事件

出入国管理及び難民認定法、外国人登録法その他外国人に関係する法令に関する事件で、行政訴訟に至らないもの

1. 非定型的な書面の作成等を要し、又は、行政機関との交渉等を要する事件

着手金	30万円
報酬金	30万円

2. 第3の事件から引き続き在留資格等事件を受任するときの着手金  
前項の着手金の額の2分の1

3. 事案簡明な事件についての督促

在留資格認定証明書の交付申請手続も含め、事案簡明で、定型的な書面の作成等で事務処理を完了する事件

着手金	15万円
報酬金	15万円

第6に定める書面作成料及び第7に定める各手数料のうち、該当するものの合計によることもできる。

4. 仮放免申立事件

1の目的を達するため、仮放免申立事件を受任する場合には、1の着手金又は報酬金とは別に、仮放免申立事件の着手金として1により算定された額の3分の1を、

2007年11月9日 15時12分

東京弁護士会

NO. JJ01 1. 2

報酬金として1により算定された額の4分の1を、それぞれ受け取ることができる。

着手金	10万円
報酬金	7万5000円

## 第2 国籍法事件

帰化申請その他国籍法に関する事件で、行政訴訟に至らないもの

### 1. 通常の帰化申請事件

着手金	30万円
報酬金	30万円

### 2. 簡易帰化申請事件

着手金	20万円
報酬金	20万円

## 第3 在留資格又は国籍に関する行政訴訟事件

### 1. 出入国管理及び難民認定法、外国人登録法その他外国人に関する法令に関する事件又は帰化申請その他国籍法に関する事件で、行政訴訟に至るもの

着手金	50万円
報酬金	50万円

この報酬金には、行政訴訟を提起し勝訴の結果は得られなくても、行政訴訟に現れた一切の事情及び行政訴訟提起後の事情を斟酌し在留資格を取得できた等の場合も含む。

ただし、同一弁護士が引き続き行政訴訟事件に関する上訴事件を受任するとき着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

### 2. 第1又は第2の事件から引き続き在留資格又は国籍に関する行政事件訴訟を受任するときの着手金

前項の着手金の額の2分の1

### 3. 執行停止申立事件

第1の目的を達するため、執行停止申立事件を受任するときは、弁護士は、1及び2の着手金又は報酬金とは別に、執行停止申立事件の着手金として1により算定された額の3分の1を、報酬金として1により算定された額の4分の1を、それぞれ受け取ることができる。

着手金	16万円
報酬金	12万5000円

## 第4 一般涉外事件

当事者、係争対象、管轄等で涉外的要素を含む、離婚その他家事関係の事件、労働災害又は未払賃金等に関する労働関係の事件、契約に関する事件、交通事故その他の不法行為に関する事件、会社経営・会社取引その他商事に関する民事事件の着手金及び報酬金

各弁護士会の定める報酬審査基準等による。

2007年 11月 26日 17時12分

東京弁護士会

No. 2201 1. 2

**第5 時間制**

着手金及び報酬金等による弁護士報酬の定めによることなく、時間制を採用する場合

1時間 2万円

**第6 書面作成料**

申請書類その他定型書類の作成を依頼されたときの書面作成料  
10万円

前項の事件に因って、非定型書類の作成を依頼されたとき  
弁護士と依頼者との協議

**第7 手数料****1. 調査手数料**

第1から第4に関する事件について法律関係ないし事実関係の調査を依頼されたときの調査手数料  
20万円

特に、外国法令の調査又は複雑若しくは特殊な事情がある場合  
弁護士と依頼者との協議

**2. 同行等手数料**

第1から第4に関する事件について、事件処理のため、入国管理局その他の機関に依頼若しくは関係者とともに行き又は被收容者と面会をするために出頭するとき等に、日当相当額を包含して請求する同行等手数料  
3万円

**第8 実費等**

弁護士報酬とは別に、通訳料・翻訳料、国際電話代、航空運賃、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。  
概算により、予め依頼者から実費等を預かることができる。

**第9 増減額の考慮事項**

第1ないし第7にかかわらず、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬等の額を、依頼者の経済的資力、事案の難易及び事件処理に要する手数の繁簡等（通訳・翻訳を要するか否か、依頼者・関係者を含めた日本語能力の有無、有効なパスポートの存否等も含む）を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額できる。

同一世帯の複数人から同じ事件を受任する場合は、各事件の一人あたりの着手金又は報酬等の1.5倍の着手金又は報酬等を受け取ることができる。

特に、人権救済の必要性があり、依頼者等の経済的資力が乏しいものと認められる場合には、弁護士報酬等の額を、適正妥当な範囲内で減額する。

また、依頼者と協議のうえ、弁護士報酬等の支払方法について、依頼者の経済的資力を考慮し、分割払いの方法によることもできる。